

台風等により気象警報発令中の場合の内規改正について

平成25年11月26日

- ① 午前7時現在、テレビ等の気象情報により、**柏原市・八尾市(本校所在地)**に「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」及び台風による「**大雨警報**」のいずれかが発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。

午前9時までに上記の警報が解除された場合は、3限目(午前10時50分)から授業を行うので、通学経路の安全に十分留意して登校すること。

午前9時現在で解除されない場合は、臨時休校とする。

(定期考査中については午前7時現在、上記の警報が柏原市・八尾市に発令されている場合、及び午前7時から午前8時40分までに上記の警報が柏原市・八尾市に発令された場合は休校とし、休校となった場合は、日程を順延して考査を実施する)

大阪府のその他の市や他府県の市区町村に「**暴風警報**」・「**暴風雪警報**」及び台風による「**大雨警報**」のうちいずれかが午前7時現在で発令されている場合は、その地域在住の生徒については自宅待機とする。その後警報が解除された時点で通学路の安全に十分留意して登校すること。

- ② 「**洪水警報**」・「**大雪警報**」及び台風以外の「**大雨警報**」の場合は、通学経路の安全に十分留意して登校すること。ただし、登校時に危険がともなうと判断したときには、無理に登校せず自宅待機し、安全が確認できたら登校すること。この場合は、必ず保護者から担任へ事情説明を電話等で行うこと。
- ③ 登校後に警報が発令された場合は、状況により判断して、下校させる場合と授業を継続する場合がある。